

令和6年3月27日
京 都 労 働 局

京都七条公共職業安定所における文書の誤送信による個人情報の漏えいについて

京都労働局（局長 赤松 俊彦）は、京都七条公共職業安定所（以下「京都七条所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤送信について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等についてお知らせします。

記

1 概要

京都七条所において、ハローワークシステムに就職面接会の結果を入力する際、A社の求人へ紹介記録等を入力すべきところ、誤ってB社の求人へ入力した。

B社は求人者マイページを開設していたため、当該情報がB社の求人者マイページに誤送信された。

求人者マイページには、求職者氏名、選考方法、マイページ開設の有無、応募方法、紹介・応募日、選考結果登録日、紹介コード、求職者登録区分等が掲載されていた。

2 事実経過

- （1）令和6年2月13日に、ハローワークシステムへの就職面接会の結果入力を担当した職員Xは、A社の求人へ求職者C及び求職者Dの紹介記録等を入力すべきところ、誤ってB社の求人へ入力した。
- （2）職員Xが入力後に内容の見直しを行った際、誤って入力したことに気がつき、B社が求人者マイページを開設していることから、求職者の紹介記録等の個人情報がB社の求人者マイページに誤送信されたことが発覚した。
- （3）令和6年2月13日、職員YがB社に電話連絡し、謝罪を行った。
- （4）B社は求人者マイページにログインしていなかったため、個人情報は確認していなかった。
- （5）同日、職員Xが求職者C及びDに事案の説明とともに謝罪を行った。
- （6）令和6年2月14日、職員Yが再度B社に連絡し、令和6年3月18日、削除された。

3 発生原因

- （1）職員Xは、就職面接会の採否結果を取りまとめた一覧表に基づき、ハローワークシステムへの入力を行っていたが、A社の上段の欄に記載されたB社に求職者C及

び求職者Dが応募したと誤認し、B社の求人に誤って入力したこと。

- (2) 就職面接会のシステムへの結果入力において、入力内容の確認体制が不十分であったこと。

4 再発防止策

(1) 京都七条所における対応

- ① 令和6年2月14日所属長から全職員への事案説明と注意喚起を行った。
- ② 求職者と対面しない状況下での紹介記録入力作業においては、入力担当者、内容確認者の2名でダブルチェックを行ったのち送信ボタンを押下する体制へと変更する。
- ③ 上記②の内容について手順書を作成し、当該内容を全職員に周知徹底を図る。

(2) 労働局における対応

- ① 令和6年2月21日、訓練課長から各公共職業安定所長に対して事案の概要を共有するとともに、個人情報を取り扱う際の確認の徹底を指示した。
- ② 同日、全安定所に対し、求職者と対面しない状況下での紹介記録入力業務について、緊急点検を実施するよう指示し、個人情報漏えい防止措置を講じていない場合は、速やかに措置を講じるよう指示した。

担当：京都労働局職業安定部訓練課

訓練課長 野田 昌代

課長補佐 玉井 宏明

電話 075-277-3224